

遠賀中学校「いじめ防止基本方針」

遠賀町立遠賀中学校

1 遠賀中学校いじめ防止基本方針策定の目的

法制定の意義や、国及び福岡県及び遠賀町の基本方針を参考に、学校においても、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、国及び福岡県及び遠賀町の方針に沿って「学校いじめ防止基本方針（以下『学校基本方針』という。）」を策定することで、いじめ問題への取組の一層の強化を図る。

2 遠賀中学校いじめ防止基本方針の内容

（１）いじめの定義

【いじめ防止対策推進法によるいじめの定義】

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。また、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応していく。

（２）いじめの防止等に関する基本的な考え方

国の方針におけるいじめ防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見と取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。

(3) 校内いじめ・不登校対策委員会の設置

① 構成員

組織の名称		いじめ・不登校対策委員会		
組 織 の 構 成 員	教 職 員	職 名 等	分 掌 等	校内での役職名
		校 長	—	—
		教 頭	—	—
		主幹教諭	教 務	—
		教 諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教 諭	生徒指導部	補導教員
		養護教諭	生徒指導部	教育相談
		教 諭	特別支援教育	特別支援教育コーディネーター
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—
		町指導主事・教育相談員	—	—

※ 校内いじめ・不登校対策委員会は、原則として月 1 回開催する。生徒指導部会は週 1 回開催する。

※ 外部専門家等については、適宜委員会への参加を依頼する。

② 役割

ア 年間計画の作成

イ いじめ問題の相談・通報の窓口

ウ いじめ問題に関する情報の収集・記録

エ いじめの判断、対応策の決定

オ いじめの防止等の取組に係る校内等における指導の検証、改善

(4) 地域・関係機関との連携

① 遠賀町教育委員会との連携によるいじめ問題等に関する情報交換

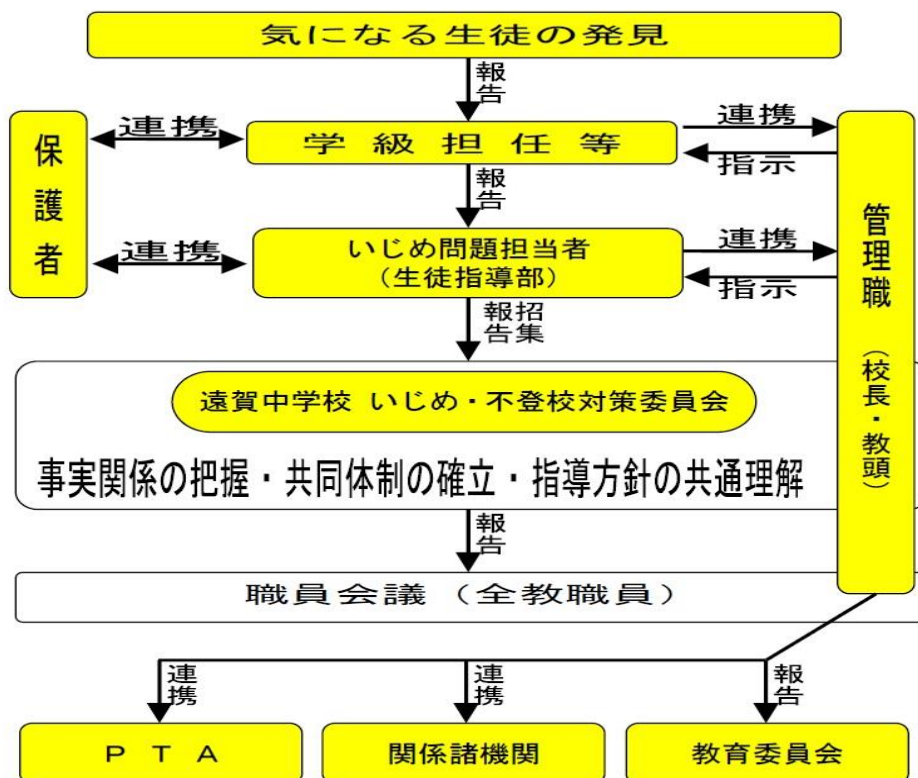
② 校区内小学校との連携による定期的な連絡協議会の開催

③ 折尾警察署との定期連絡及び事象への相談及び通報等

④ P T A・地域（区長、公民館長等）との連携によるいじめ問題等に関する情報交換

(5) 報告体制

いじめの被害に遭っている生徒を発見した場合は、下図の体制により報告することとする。



(6) 教員研修

- ① 遠賀中学校「いじめ防止基本方針」に関する教職員の共通理解を図る研修の実施
- ② 「いじめの早期発見・早期対応」の活用による生徒等に対する対応の在り方に関する研修
- ③ 生徒理解のための研修（特別支援教育の視点に立った生徒理解の研修を含む。）
- ④ 「ネット上のいじめ」に関する研修
- ⑤ スクールカウンセラー等を招聘した、いじめ問題の対処等に関する研修

(7) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

① いじめの防止の取組

ア 各教科等において生徒指導の視点に立った授業づくりに努める。

※学習活動の中で、「自己決定」したり「共感的理解」が図られたり「自己存在感」を味わわせたりする場を位置付ける。

イ 特別活動（学級活動）等において、生徒の人間関係スキルを高めるため活動を位置付ける。

ウ 子どもの「絆づくり」に向け、生徒会活動を核とした異年齢集団による体験活動を充実する。

② いじめの早期発見の取組

ア 毎月1回の生活アンケートにおいて、いじめについて知っていることを書けるよう、一項目ずつ担任が読み上げて全生徒の考えを書かせるなど、きめ細かな実施

- イ 毎月1回の「いじめ問題に特化したアンケート（体罰に関する内容を含む）」の実施
- ウ 学期1回全生徒を対象とした教育相談週間の実施
- エ 相談ポストの設置及び投函内容に応じた個別相談等の実施
- オ 学校通信等を活用した家庭と連携しいじめの早期発見の取組の実施
- カ ア～オに関する年間指導計画の作成（別紙1）

③ いじめへの対処への取組

ア いじめに関する基本姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

＜学校としてなすべきこと＞

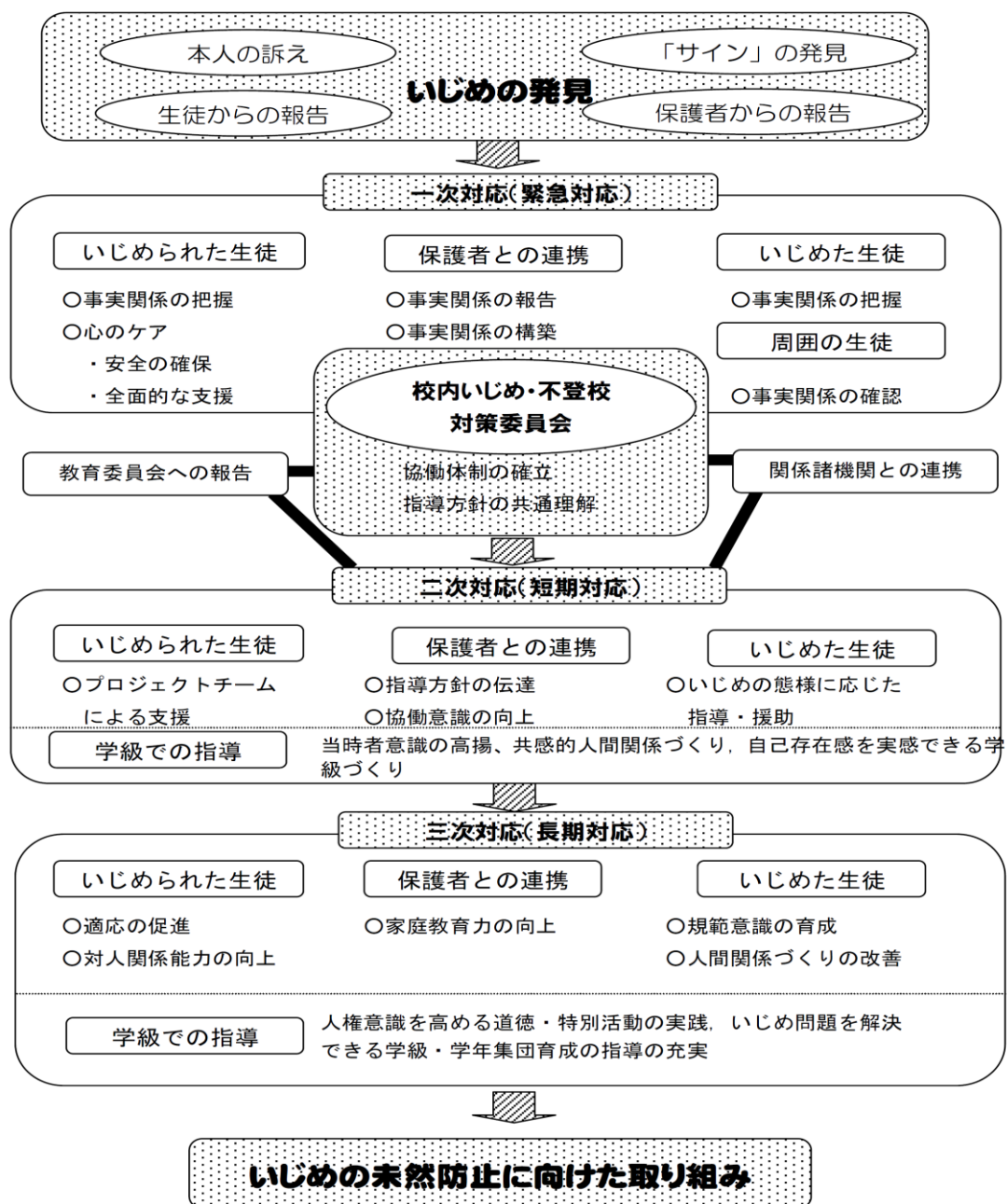
- ・ いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る。
- ・ 教育相談活動の充実と日常の教育活動において積極的生徒指導を推進する。
- ・ 家庭・地域・関係諸機関と連携を図る。

＜教師としてなすべきこと＞

- ・ いじめを見抜く感性を磨く。
- ・ 生徒の絆づくり・心の居場所づくりに努める。
- ・ いじめは許さないという学級風土をつくる。
- ・ 生徒の不安や悩みを受容する姿勢をもつ。
- ・ いじめを受けた生徒を最後まで守る。
- ・ 生徒一人一人の心の理解に努める。
- ・ 互いの個性を認め合う学級経営に努める。
- ・ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたる。
- ・ 生徒や保護者からの声に誠実に応える。

イ 一次・二次・三次対応図

いじめが発生した際、下図のように、一次対応（緊急対応）、二次対応（短期対応）、三次対応（長期対応）の段階に分けて対応することとする。

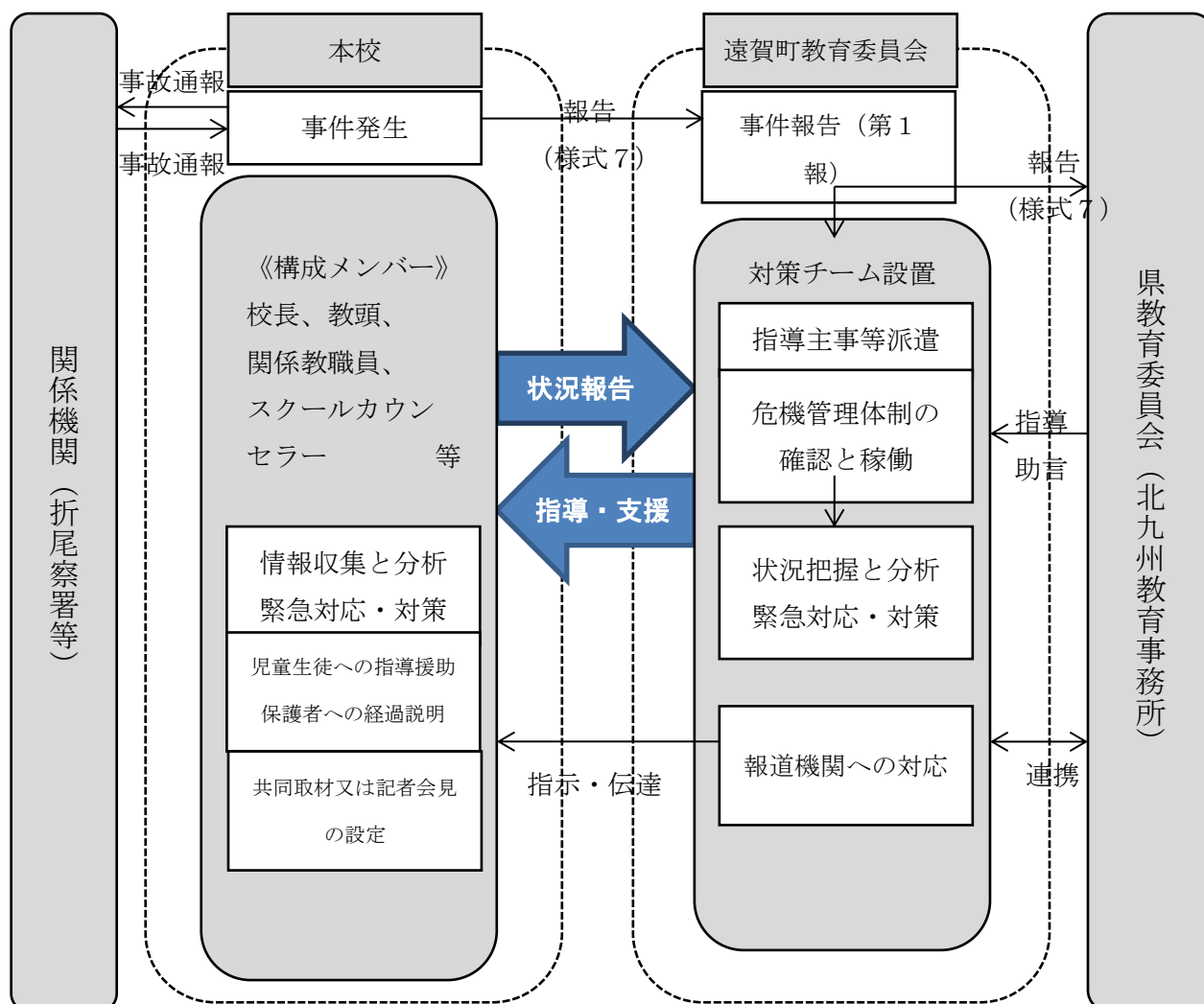


参考資料

- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」—小中学校編—（平成19年3月福岡県教育委員会p4）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定 P7、P25）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part4）（平成25年国立教育政策研究所）

ウ 重大事案への対応

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについて、教育的な配慮や被害者の意向を勘案し、早期に遠賀町教育委員会、警察等に相談・通報し、連携を図った対応をとる。



(8) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ① 特別活動（学級活動）等における情報モラル教育の実施
- ② 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施
- ③ インターネット上のいじめに対処する体制の整備

(9) 教育相談体制

- ① スクールカウンセラーによる生徒、保護者、担任等教職員に対する教育相談の実施
- ② 養護教諭による生徒に対する教育相談の実施
- ③ 保護者に対する「子どもホットライン24」の周知

(10) 保護者・地域等への働きかけ

- ① いじめ問題に関する研修会・講演会等の実施
- ② 学校通信等を活用したいじめ防止に関する啓発

(11) 取組状況の評価

毎学期末にいじめの防止等の取組に係る評価及び取組内容の改善策等についての協議の実施

(12) 学校評価・教員評価

学校の自己評価にいじめの防止等の取組に関する項目を掲げ、教職員等によるアンケート調査を年2回（7月、12月）実施し、遠賀中学校「いじめ防止基本方針」の改善を図る。

(13) 性的少数者等への対応について

性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(14) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

遠賀中学校いじめ防止取組年間計画

月	早期発見・早期対応の取組	学校の組織的指導体制の整備及び 教員研修	いじめに対応する教育活動 の推進及び家庭との連携	評価・分析 の取組
4 月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の生徒への周知 ・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施 ●相談ポスト	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・「遠賀中学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る研修 ・生徒情報交流研修会 ・生徒指導部会	・いじめを生まない教育活動の推進 * 生徒指導の視点に立った授業づくり * 人間関係スキルを高める学級活動 ・PTA 総会時におけるいじめの防止等の取組の説明	
5 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会 ・「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修	・いじめ撲滅への啓発・早期発見を促進する学校、学級通信等の配付	
6 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施 ・教育相談週間の実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見を促進する学校、学級通信等の配付	
7 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会		
8 月		・特別支援教育の視点に立った研修 ・SC 等の専門家を招聘した研修 ・ネットいじめに関する研修		・1学期の取組を評価・分析
9 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会		
10 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会	・「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施	
11 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施 ・教育相談週間の実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見を促進する学校、学級通信等の配付	
12 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見を促進する学校通信等の配付	・2学期の取組を評価・分析
1 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見を促進する学校、学級通信等の配付	
2 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施 ・教育相談週間の実施	・校内いじめ・不登校対策委員会 ・生徒指導部会		・年間の取組を評価・分析
3 月	・生活アンケートの実施 - いじめアンケートの実施	・校内いじめ・不登校対策委員会		

自殺の危機への対応について

生徒の様子や保護者等の相談から、自殺の危機が考えられる場合には、必要な対応を先送りすることなく、組織的に進める。

自殺の危険が高まった場合、および自殺未遂への対応の流れ

- ・誰かが自殺の危険に気づく（例：遺書を残して行方不明、深刻な自傷行為、保護者等からの自殺の危険の連絡 など）
- ・自殺未遂が起きる



- ・校長への連絡
- ・当該生徒の担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭への連絡
- ・保護者への連絡
- ・校長から教育委員会への第一報（状況報告）



- ・多方面から情報を集める。
- ・事実と推測、判断を区別する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

校内連携型危機対応チームの招集

【メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC】

- ①緊急ケース会議の場合：上記メンバー＋学級担任＋問題の発見者
（当該生徒の状況把握、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある生徒のリストアップ など）
- ②保護者との連携（情報共有と相談）
- ③外部への対応の一本化
- ④具体的対応策の決定
（関係教職員の役割確認、「誰が、何を、いつ」するのかを決める、捜索が必要な場合の警察との連携、必要に応じ学校医や医療機関との連携 など）



- ・「このまま手を打たなければ、どんな問題が起こりうるか」を考える
- ・不測の事態を想定した対応方針を用意する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

- ・臨時職員会議：教職員間での情報と理解の共有
- ・教育委員会への連絡（必要があれば支援を要請）



- ・対応の経過の確認と評価（場合によっては、対応方針と対応策の見直し）



- ・活動終了までの記録の整理
- ・臨時職員会議：教職員間での全体経過についての確認
- ・教育委員会への報告